

出産育児一時金（海外出産）について

出産育児一時金は、出産日に熊本市国民健康保険に加入している場合に、支給の対象となります。

区役所区民課・総合出張所の窓口で、【出産育児一時金支給申請書】に下記の書類を添えて申請してください。なお、申請は帰国後となります。

① 海外における出産育児一時金支給申請に関する調書

→ 各区役所・総合出張所にて記入します。

② 調査に関わる同意書（海外出産）

→ 海外の医療機関等に調査をする場合があります。

③ 申請者のパスポート原本

→ 熊本市国民健康保険は、「熊本市に住民票があり、かつ、居住実態がある人」に適用されるため、パスポートの「出入国履歴」および上記①の「海外における出産育児一時金支給申請に関する調書」により居住実態を確認させていただきます。

→ パスポートの出入国記録欄、顔写真、署名欄等のコピーをとらせていただきます。

→ 3ヶ月以上の海外渡航の場合は、ビザを確認し、コピーをとらせていただきます。

→ パスポートの出入国記録から渡航記録が確認できない場合は、海外に渡航した事実が確認できる書類（航空券等）が別途必要です。

※空港において自動化ゲートを利用された場合は、パスポートに出入国印が押印されないため自動化ゲートの通過時に出入国印の押印の希望を空港職員に申し出てください。なお、出入国印が確認できない場合は、法務省にて出入国記録に係る開示請求書を取り寄せていただく場合があります。（手数料が必要となります）

④ 出生証明書（医療機関や領事館で発行されたもの。日本語訳添付）

→ 医療機関の出生証明書は、担当医や病院長の証明で署名があるもので、分娩者の氏名（フルネーム）及び分娩日が記載されているものがが必要です。

→ 日本語訳はご自身でしたものでも結構です。翻訳者の住所、氏名、電話番号を記載し、押印をしてください。

※死産、流産の場合…死産証明書（医療機関で発行されたもの。日本語訳添付）

→ 医療機関の死産証明書は、担当医や病院長の証明で署名があるもので、分娩者の氏名（フルネーム）及び死産となった日及び、週数が記載されているものがが必要です。

→ 日本語訳はご自身でしたものでも結構です。翻訳者の住所、氏名、電話番号を記載し、押印をしてください。

→ 妊娠の証明として母子手帳の原本をお持ちください。コピーをとらせていただきます。

⑤ 世帯主の銀行口座番号がわかる通帳等（出産日現在の世帯主）

→ 世帯主以外の銀行口座に振り込みを希望される場合は、委任状が必要です。

⑥ 世帯主の印鑑（シャチハタ不可）

→ 世帯主以外の銀行口座に振り込みを希望される場合は、委任者・受任者それぞれの印鑑が必要です。

⑦ 国民健康保険被保険者証

① ～ ⑦ がすべて揃っていることを確認のうえ、受付いたします。

申請の期限は、出産した日の翌日から2年間です。

保険料の支払いが滞っている場合は、納付の相談をしていただきますようお願いいたします。

○参考

国民健康保険の加入対象者については、国民健康保険法第5条に、「市町村又は特別区の区域内に住所を有するものは、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。」となっています。

通常、「熊本市内に住所を有する方」は、住民基本台帳に登録をしている方になりますが、住民基本台帳に登録をされたまま他の地域に住んでいる場合もあります。こうしたケースでは、熊本市民とみなさない場合があります。

このように、住民票が熊本市に置いたままであっても、居住の実態がない方や、一時的に日本に帰国し、本拠は海外にある方については、熊本市の国民健康保険の資格は適用とはなりません。

基本的には、1年以上日本に居住実態があることが住所を有するものと判断することとなっています。（住民票があることが要件となっていません。）

【お問い合わせ先 及び 提出先】

担 当 課	電話番号
●中央区役所 区民課 国保年金班	096-328-2278
●東区役所 区民課 国保・後期班	096-367-9125
託麻総合出張所 健康福祉班	096-380-3111
●西区役所 区民課 国保年金班	096-329-1198
河内総合出張所 健康福祉班	096-276-1111
芳野分室	096-277-2001
●南区役所 区民課 国保年金班	096-357-4128
天明総合出張所 健康福祉班	096-223-1111
城南総合出張所 健康福祉班	0964-28-3111
幸田総合出張所 健康福祉班	096-378-0172
●北区役所 区民課 国保年金班	096-272-6905
清水総合出張所 健康福祉班	096-343-9161
龍田総合出張所 健康福祉班	096-338-2231

